

6. 「安定性」項目について

1	Q	「インターネットによる情報公開に関する確認書」の記載方法ですが、1年に1回以上の頻度で更新としている項目の公開事項に変更がない場合でも、1年に1回以上の頻度で更新が必要ですか。
	A	必要です。 例えば、代表者、役員等の氏名及び就任年月日の情報に変更がない場合でも「令和4年4月1日現在」→「令和5年4月1日現在」と公開して、1年以内の更新とします。
2	Q	(中間処理業のみ)「インターネット情報公開 環境保全管理資格者数」の項目において、環境資格者に東京都の公害防止管理は含まれますか。
	A	含まれます。産業廃棄物処理や、それに伴う生活環境保全上の支障の防止を適切に行うことができる従業員が確保されているかどうかを明らかにするために、従業員等が取得している関連技術資格の取得人数等(資格取得者の氏名まで記載する必要なし)の公開を求めるものです。 なお、資格取得者がいない場合であってもその旨を公開していれば、評価の対象となります。
3	Q	(中間処理業のみ)「監督者常駐」の項目において、監督者は、技術管理者(士)でなくてもよいですか。
	A	監督者は、技術管理者(士)でなくてもかまいません。 ただし、15条施設においては、技術管理者(士)及び産業廃棄物処理責任者の選任をすることとなっています。 産業廃棄物処理責任者については、資格要件等はありませんが、事業場に常駐する方で技術管理者(士)の資格がある方が適任としています。 それ以外の施設においても資格要件等は無く、監督者を選任して常駐していることで評価します。

	Q	BCPとはどのようなものですか？
4	A	<p>BCPが単なる防災対策と異なる点は、目的を「事業の継続・復興」に着眼して、具体的な行動指針を示していることにあります。</p> <p>策定の手順（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①BCP策定の目的設定：企業や団体が目指すものは何であるのか経営理念や基本方針を振り返り、原点に立ち返って見直します。従業員の人命を守るため、供給責任を果たしクライアントからの信用を守るためなど、経営者の念頭にある基本方針を確認します。 ②重要な業務とリスクの洗い出し：企業や団体にとって最も大事な業務が何であることを明らかにする作業です。 ③リスクに優先順位をつける：想定されるすべてのリスクに対処するのは現実的とは言えません。災害時の限られたリソースを効果的に投入するために、リスクに優先順位をつけ、優先度の高いリスクに絞ってBCPを策定します。 ④実現可能な具体策を決める：実際には災害発生から平常時に戻るまでのタイムスパンを大きく3段階に分け、「人的リソース」「施設・設備」「資金調達」「体制・指示系統」「情報」の5つの視点で細かい内容を決めていきます。
5	Q	「施設の緑化」の項目について、どのように評価していますか。
	A	敷地内や壁面・屋上の緑化の状況を現地審査時に確認いたします。自然保護条例の対象の場合は、緑化計画書などを確認いたします。
6	Q	「団体への加入」の項目における団体とは、どういう団体を指しますか。
	A	<p>ここでいう団体とは、国又は都が認可する産業廃棄物処理に係る業界団体を指します。当該団体が産業廃棄物の適正処理に向けた取組を行っていることを、団体の定款または事業報告等の書面で確認が出来る団体です。</p> <p>確認できる主な団体は、東京都産業廃棄物協会（全国産業廃棄物連合会に加盟している産業廃棄物協会）／東京廃棄物事業協同組合／東京都資源回収事業共同組合／建設廃棄物協同組合／住宅産業解体処理業連絡協議会 等です。</p>